

過去の指導事例（日中活動系サービス 資料 1）

1 人員について

基準省令第 68 条など

第 1 項 事業者は、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、指定事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない

第 2 項 事業者は、指定事業所ごとに、当該指定事業所の従業員によって指定サービスを提供しなければならない。

①同一法人内で複数の事業所、同一事業所内で複数の職種を兼務している従業員について、それぞれに従事している時間が不明確であった。このため、それぞれの勤務時間が明確になるよう、出勤簿等を用いて的確に管理すること。

なお、このことは、多機能型事業所でも同様の取扱いになる。

②労働の対価としての最低賃金を下回っている従業員が配置されていたが、このことは、事業所の従業員によってサービスを提供したことにはならない（ボランティアがサービスを提供したとみなされる）ため、労働関係法令に適合するように賃金を支払うこと。

2 運営について

基準省令第 9 条など

第 1 項 事業者は、利用申込者に対し、運営規定の概要、従業員の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該サービスの提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

第 2 項 事業者は、第 1 項の書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

①重要事項説明書に関して、次の点について不備事項があったので、是正すること。

ア 利用者から徴収する費用の額が、運営規程や利用契約書、領収書に記載されている額と異なっていた。

イ 健康診断の費用を利用者負担としていた。

ウ 食材料費その他を実費精算するとしているのに、実際には精算していなかった。

②利用者の工賃規程が設けられていなかったため、利用者に対して、工賃の内容（工賃の計算方法や支給日など）を分かりやすく説明すること。

基準省令第 19 条など

第 1 項 事業者は、サービスを提供した際は、サービス提供日、内容その他必要な事項を、サービス提供の都度記録しなければならない。

第 2 項 事業者は、前項の規定による記録に際しては、利用者から、サービスを提供したことについての認を受けなければならない。

- ① サービス提供の記録は、モニタリング作成や、個別支援計画の目標達成度合いなどを測る上で、必要不可欠なものであるから、個別支援計画の内容と関連づけて生活支援員や職業指導員がどのような支援を行っていたのか具体的に記録すること。

基準省令第 89 条など

第 1 項 事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。

……

第九号 虐待の防止のための措置に関する事項

- ① 運営規程において、虐待防止のための措置を講ずることを定めているが、規定通りに実施すること。
- ア 虐待防止のための責任者が設置されていなかった
 - イ 従業者全員に対する虐待防止の取り組みに関する研修が実施されていなかった。

指定基準第 68 条など

第 1 項 事業者は、利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう、事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

- ① 月ごとに勤務表が作成されていたが、次の点について不備があったので、是正すること。
- ア 日々の勤務時間の記載がなかった。
 - イ 職務の内容を記載がなかった。
 - ウ 管理者やサビ管の兼務関係を明らかになっていなかった。
 - エ 勤務予定表が作成されていたが、実績としての勤務表が未作成であった。

指定基準第 92 条など

第 1 項 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要などを掲示しなければならない。

- ① 事業所の見やすい場所に、次の事項が掲示されていなかったので、掲示を行うこと
- ア 運営規程の概要
 - イ 従業者の勤務の体制
 - ウ 協力医療機関

基準省令第 85 条など

第 1 項 事業者は、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から、必要な経費を差し引いた額を工賃として支払わなければならない。

- ①製品や材料の期首・期末棚卸高を勘案して、製造原価・売上原価を算定すること。
- ②指定基準又は報酬算定上必要な配置数を超えて、専ら就労支援事業に従事することになっている職業指導員の人件費は、就労支援事業の経費として計上すること。
- ③就労支援に係る事業の収入以外の収入を計上しないこと。
 - ア 利息収入を計上していた。
 - イ 自販機収入を計上していた。
- ④正確な原価管理や在庫管理、工賃計算のため、会計書類は作業種別毎に区分し、月ごとに「就労支援事業別事業活動明細書」等を作成すること。
- ⑤利用者の工賃は、工賃、給与、手当その他名目を問わず、事業所が利用者に支払う全てのものをいう。

このため、利用者に対して〇〇手当などを、訓練等給費から支出することは不適切であること。

基準省令第 57 条など

第 2 項 事業者は、個別支援計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、サービス提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮すること。

基準省令第 58 条など

第 1 項 管理者は、サービス管理責任者にサービスに係る個別支援計画の作成に関する業務を担当させるものとする。

第 2 項 サービス管理責任者は、計画の作成に当たっては、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題の把握（アセスメント）を行い、適切な支援内容の検討をしなければならない。

第 4 項 サービス管理責任者は、アセスメントに基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、サービスの目標及びその達成時期、サービス提供する上での留意事項を記載した計画原案を作成しなければならない。

第 5 項 サービス管理責任者は、サービス担当者会議を開催し、計画原案の内容について意見を求めるものとする。

第 8 項 サービス管理責任者は、計画の実施状況の把握（モニタリング）を行うとともに、少なくとも 6 ヶ月に 1 回以上、計画の見直しを行うこと。

- ①アセスメントにおいて、利用者の希望する生活、利用者の置かれている環境や日常生活全般の状況、有する能力の把握を行い、課題を把握すること。
- ②個別支援計画のうち、(ア)利用者等の生活に対する意向、(イ)総合的な支援の方針、(ウ)課

題、(エ) 目標及び(オ) その達成時期、(カ) サービス提供する際の留意事項 のいずれかが不十分であったこと。

- ③個別支援計画には、行事や日課も記載すること。
- ④サービス担当者会議について、意見の有無や、原案に対する反映の結果なども記録しておくこと。
- ⑤モニタリングについては、定期的実施すること（計画見直し時期（6ヶ月に一度）と同一視しないこと）。
- ⑥計画見直しの過程において、いかなる理由で同計画の変更が必要なのか、あるいは計画を変更せず継続とするのか、理由を記録しておくこと。
- ⑦計画作成にあたっては、特定相談支援事業所が作成したサービス等利用計画を踏まえて作成すること。

基準省令第 70 条など

第 1 項 事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

第 2 項 事業者は、非常災害に備えるために、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

- ①立地条件を考慮し、消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための具体的計画を策定すること。
- ②災害に関する情報（「避難準備情報発令」等の情報）の入手方法を定めること。特に停電等の場合も含め対策がとられていること。
- ③災害時の連絡先及び通信手段（自治体、家族、職員等）を定めること。
- ④避難を開始する時期や判断基準（「避難準備情報発令」時等）を定めること。
- ⑤避難場所（市が指定する避難場所、施設内の安全なスペース等）を定めること。
- ⑥避難経路（ルートを複数、所要時間等）を定めること。
- ⑦避難方法（利用者ごと（特性、車椅子、徒歩等）の避難方法等）を定めること。
- ⑧災害時の人員体制、指揮系統（参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等）を定めること。
- ⑨非常災害時の関係機関への通報及び連絡・連携体制を整備すること。
- ⑩計画に定められたとおりの点検の実施及び備蓄品等が備えられていること。
- ⑪定期的に避難訓練等を実施し、その結果を記録し、評価・反省点・今後の課題などを明確にするなどして、対策に万全を期すること。

基準省令第 87 条など

第 1 項 事業者は、利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

- ①健康管理の責任者を選任すること。
- ②利用者の健康状態に応じて、健康保持のための適切な措置を講じること。

基準省令第 201 条など

第 3 項 事業者は、年度ごとに工賃の目標水準を設定し、工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知しなければならない。

- ①当年度の目標工賃と、前年度の平均工賃実績を利用者に通知すること。

3 報酬について

(1) 欠席時対応加算に係る指導事例

- ①利用者に対して、引き続きサービスの提供を促す等の相談援助の記録がなかった（出欠の記録のみをもって加算を算定していた）。
- ②利用者からの欠席の連絡のあった日時についての記録がなかった。
- ③急病等により、利用を中止した日に算定可能であるが、アセスメントで事前に把握していた定期的な通院日等にも算定していた。

(2) 食事提供体制加算の指導事例

- ①食事提供体制加算の算定にあたっては、個別支援計画において、食事提供を行う必要性をのせておくこと。